

感染拡大の防止に向けた取組

令和2年2月25日

大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県主催行事について

○不特定多数の参加が見込まれる屋内での県主催行事については、当分の間（本年3月末を目処）、原則として延期または中止する。

ただし、入学試験や卒業式など、参加者が特定され、かつ、実施日の変更や中止が困難なものは、感染予防に必要な対策を講じた上で、実施する。

2 県営施設(指定管理施設を含む)の利用制限について

○当分の間（本年3月末を目処）利用制限や閉鎖はせず、感染拡大防止策を徹底する。

3 県庁舎について

○県庁舎の各入り口に手指消毒薬の設置及び協力依頼文書の掲示を継続する。

4 社会・経済機能の維持について

○各事業所に対して、感染拡大防止を徹底するよう要請する。

- ①風邪の症状や発熱など感染が疑われる方は出勤しないように周知を要請
- ②職場における手洗いや手指消毒の励行及びマスク着用などの周知を要請
- ③通勤時の感染リスクを減らすため、テレワークや時差出勤の検討を要請

5 学校等(小・中・高、大学等、保育施設、通所施設)で感染者が発生した場合の取扱い

○今後、児童生徒や教員、施設の利用者や職員が感染者となった場合には、

- ①当該校（当該施設）については、当面14日間の臨時休校等を要請する。
- ②感染者が発生した地域の学校等（当該校等を除く）については、臨時休校等は要請しないが、感染拡大防止策の徹底を要請する。